

【監査委員事務局】

No.	用語	解説
*1	財政運営基本条例	大阪府が、健全かつ規律ある財政運営の確保を図ることを目的に制定した条例で、平成 24 年 2 月 10 日に施行されました。
*2	財政的援助団体等	大阪府から補助金の交付など財政的援助等を受けている団体のうち、府との関連性など一定の基準により選定した団体及び出資法人や指定管理者について、監査を実施しています。
*3	財政健全化判断比率等	地方公共団体の財政の健全化に関する法律により定められた地方公共団体の財政の健全性を示す指標であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と資金不足比率があります。 各指標の数値が早期健全化指標や財政再生指標を超えると、財政健全化計画や財政再生計画の策定と実施による財政の健全化が必要となります。